

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全創出することを「多自然川づくり」といいます。この多自然川づくりは、全ての河川において適用されます。

今後の川づくりにおいては、その川の「川らしさ」を自然環境、景観、歴史、文化等の視点から把握し、保全・創出されるよう努め、モニタリングや適正な管理を十分に行っていくこととしています。



多自然川づくりの考え方

河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、美しい自然景観を保全あるいは創出する「多自然型川づくり」については、平成2年度にパイロット的に開始され、その後の平成9年度の法改正時には、全ての川づくりにおいて「多自然型川づくり」を実施することが標準化され、一定の効果を得ていますが、その一方で課題の残る川づくりも多く見られています。そのため、国において開催された「多自然型川づくりレビュー委員会」の提言を受け、特別なモデル事業であるかのような誤解を与える「多自然型川づくり」から脱却し、普遍的な川づくりとしての「多自然川づくり」へと展開することとなりました。

今後は、「多自然川づくり」を全ての河川における川づくりの基本とし、さらに川づくり全体の水準の向上を図るべく、次世代に恵み豊かな河川を引き継ぐため、魅力ある川づくりを行っていきます。



「流域」に目を向けた川づくり

河川は、流域における社会経済の動向や様々な人々の営みに影響され、その姿を変えています。

河川そのものを対象として進められてきた河川管理と整備は、近年の流域の都市化が河川を取り巻く環境を著しく変えていったということが認識されるようになってから、流域の変化に応じた対応を求められるようになりました。

(1) 流域治水

流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

集水域と河川区域のみならず氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進めます。中小河川としては全国に先駆けて、「一宮川水系流域治水プロジェクト」も進めています。残る二級水系においては水系毎にプロジェクトを策定することを基本とし、令和4年度末時点で、一宮川水系を除く二級水系のうち、河川整備計画（策定予定を含む）に基づき計画的に河川改修を進めている次の9水系について、プロジェクトを策定しています。

（策定済9水系）海老川水系、都川水系、南白亀川水系、作田川水系、椎津川水系、平久里川水系、真亀川水系、栗山川水系、矢那川水系

（R5.策定予定1水系）養老川水系

なお、次年度以降は、今年度策定できなかった水系について、流域治水協議会における協議を踏まえ、流域治水プロジェクトを順次策定していく予定です。



国土交通省 カワナビから抜粋

(2)水循環の取組

水循環とは、流域の水の流れと循環やその循環の過程で生じる諸現象を言い、治水・利水・水質・生態系・親水等が適切なバランスをとつて共に確保される状態を、流域の健全な水循環系と称します。

本県では、水循環に関わる最初の取組として、海老川流域を対象として、平成9年度に「海老川流域水循環再生構想」(令和2年度に改訂)を策定し、平成11年度には「海老川流域水循環系再生行動計画」、令和2年度には、「第4次行動計画」を策定しました。

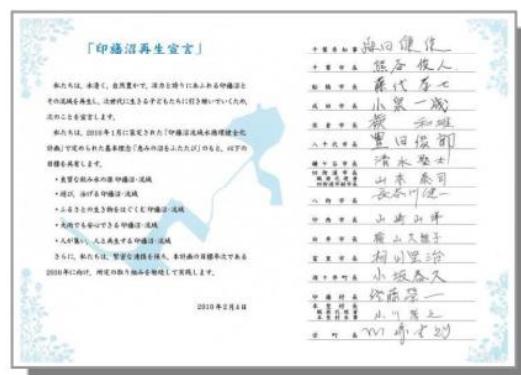
また、真間川流域においても、平成15年度に「真間川流域水循環系再生構想」を、平成20年度には「真間川流域水循環系再生行動計画」を策定しました。

さらに、流域における水循環系再生の考え方は、流域の市街化が著しい海老川や真間川にとどまらず、農地や山林が多く、また、流域面積が500km²を超える印旛沼においても、水循環の健全化を図る施策と対策が流域全体の取組として広がり、平成21年度に「印旛沼流域水循環健全化計画」のマスタープランが策定され、概ね5カ年を期間とした具体的な対策等を定めたアクションプランとして、令和3年度に「印旛沼流域水循環健全化計画第3期行動計画」を策定しました。なお、印旛沼流域水循環健全化計画は、平成29年1月に、内閣府の水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に認定されています。

これらの計画により、関係者が様々な取組を協働して行い、水循環系の再生や健全化を推進しています。



*「印旛沼流域水循環健全化計画」における水循環のイメージ



「印旛沼流域水循環健全化計画」が策定され、千葉県知事と流域市町村長が「印旛沼再生宣言」に署名しました。



印旛沼流域水循環健全化計画



印旛沼流域水循環健全化計画第3期行動計画

治水対策

○河川における高潮対策

地盤の低い東京湾沿岸のゼロメートル地帯において、高潮等による浸水被害を防止するため、堤防の耐震化や排水機場の整備等の低地対策を推進します。また、既設護岸高さが計画高潮位を下回る河川については、計画高潮位に応じた施設高さとなるよう施設整備を推進します。

代表河川である旧江戸川では、堤防を緩やかな勾配にしたり補強構造上をテラスとして活用するなど、高潮対策に併せてオープンスペースを創出しています。また、本行徳地区などの一部区間では、隣接する土地を堤防と一体的に嵩上げし、より災害に強い堤防となるよう整備しました。

なお、既往最大潮位に対応した護岸高で整備された東京湾内3河川は、建設当初の防護水準で施設管理を行ってきましたが、近年の災害や既往最大高潮位更新による大阪湾での高潮被害を踏まえ、計画高潮位に対応した施設整備の着手に向け高潮対策の検討を進めています。

【主な事業：地震・高潮対策河川事業】



旧江戸川（市川市本行徳）

○河川管理施設の長寿命化

県内河川に設置されている排水機場や水門といった治水施設は、完成後30年以上経過する施設が多くあり、厳しい財政状況の中でこれらの修繕費を確保していくことが課題となっています。

こうした実情を踏まえて、特に規模が大きい排水機場等について、施設が壊れる前にメンテナンスや機器・部品の交換等を行う「予防保全」の考え方を取り入れ、施設の信頼性を確保しながら長寿命化する取り組みを行っています。

県が管理する排水機場や水門のうち、施設が停止した場合の社会的影響が特に大きい22施設について長寿命化計画を策定しています。

この取り組みによって、施設のライフサイクルコストの低減を図り、将来にわたって地域の治水に対する安全度を確保していきます。

【主な事業：河川メンテナンス事業】



河川管理施設の例



劣化した部品の例

○河川の改修

流域における市街化の進展に対し、浸水被害の軽減を図るため、1時間に50mmの降雨に対して安全な河川の改修を推進しています。

(主な事業)

広域河川改修事業
流域治水対策河川事業
総合流域防災事業
一宮川流域浸水対策特別緊急事業



栗山川（横芝光町）

○河川における津波対策

今後発生が想定される地震に対する津波の再度被害を最小限にとどめるため、堤防の嵩上げ等の施設整備により、海岸で実施する防御と一体となった河川津波対策事業を実施しています。

また、九十九里沿岸以外の県管理河川についても、今後、同様に、津波対策事業を推進していきます。



堤防かさ上げ工事完成状況（二）南白亜川

○雨水の流出抑制

調整池の整備や学校・公園等の公共施設への貯留浸透施設の設置等、流域対策を推進します。

(主な事業)

流域貯留浸透事業



穂台小学校校庭（松戸市）

○水害を防ぐ総合的な取組み

急激な都市化により浸水被害が増大したため、河道改修や調節池の整備等の総合的な治水対策を推進します。

(主な事業)

総合治水対策特定河川事業



大柏川第一調節池（市川市北方町）

河川環境整備

本県では、多自然川づくりの一環として、水質の改善、景観との調和や親水性の向上、生物の生息・生育環境の保全・再生など河川環境整備を進めています。

印旛沼では平成21年度に「印旛沼流域水循環健全化計画」が策定され、現在、水循環健全化に向け流域が一体となった取り組みを推進しています。その一環として、利活用を通じて健全化の機運を高めるべき沿岸6市町（成田市、佐倉市、八千代市、印西市、酒々井町、栄町）と連携して、「印旛沼流域かわまちづくり計画」を進めています。

また、手賀沼ではリン濃度の高い底泥の浚渫等、各種施策の着実な整備に加え、北千葉導水事業の運用開始も相まって水質が改善されました。いまだに環境基準が未達成であるため、水質改善事業を実施しています。

坂川では清流ルネッサンス計画が進められた結果、平成12年度以降環境基準を達成しており、さらに松戸市中心部付近では、坂川再生事業によって動植物が生息・生育しやすく、人々が水に親しむことができるようになりました。



かわまちづくりによる水辺拠点整備（印旛放水路）



かわまちづくりによる一里塚整備（西印旛沼）



坂川再生事業により、水に親しむことができる水辺が整備され、坂川獻灯まつりが開催されています。（坂川）



市街地の貴重な水辺空間として、住民の皆様の憩いの場となっています。（真間川 大柏川第一調節池）